

平成29年(ネ)第2066号 地位確認等請求控訴事件  
控訴人 村上定幸  
被控訴人 宗教法人日本フリーメソジスト教団 外1名

### 準備書面(3)

平成30年5月2日

大阪高等裁判所 第1民事部D係 御中

被控訴人ら訴訟代理人

弁護士 井上 隆



弁護士 井上 卓



弁護士 高橋 康



#### 1 民法651条の適用について

(1) 控訴人と被控訴人教団との間の法律関係は、準委任契約であるところ(以下、「本件準委任契約」という。)、民法656条が準用する同法651条1項は、委任契約は各当事者がいつでもその解除をすることができるように定めている。

もともと、判例では、同条は、受任者が委任者の利益のためにのみ事務を処理する場合に適用されるものであり、その事務の処理が委任者のためのみならず受任者の利益をも目的とするときは委任者は同条により委任を解除すること

はできず、ただし、受任者が著しく不誠実な行動に出た等やむを得ない事由があるときは、同条により委任契約を解除することができる」と解釈している（大審院大正9年4月24日判決、最判昭和43年9月20日判決）。

- (2) そこで、本件についてみるに、控訴人は、被控訴人教団の教師たる地位にあり、被控訴人教会の教会担当教師としての事務を委任されていたが、被控訴人教団は、「福音主義キリスト教の信仰に基づいて、広くキリストの福音を伝え、人々をして救いの恵みにあずからせ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的」とする宗教法人であり（甲1の第3条参照）、教会担当教師は、その目的のために、もっぱら特定の教会で布教活動や儀式行事、信者の教化等の活動を行うものであり、その性質は奉仕活動であって、無償で行われるべき性格のものである。

また、上記大審院及び最高裁の事案は、受任者が委任者に対して債務を負っており、委任事務の対価をその債務の弁済にあてるとする契約内容になっていたため、受任者の利益をも目的としていたと判断されているが、本件においてはそのような事情も全くないのである。

したがって、本件準委任契約は、控訴人の利益をも目的とするものではない。

- (3) 仮に、本件準委任契約が、控訴人の利益をも目的とするものであると判断されうるとしても、本件においては民法651条により解除することができる。

すなわち、控訴人は、キリスト教の布教や信徒の教化をすべき教会担当教師という地位にありながら、被控訴人教会の信徒代議員の襟首を掴んで罵声を浴びせたり、会堂建築にかかる請負代金を強硬に値引きさせたりするなど、およそ教会担当教師としてふさわしくない言動をとったのみならず、その後も、任地指定委員会の本田委員からの信徒と和解するようにとの説得にも応じず、和解を拒絶したのであり、被控訴人教団の上記目的に照らしても、控訴人のこれらの言動は著しく不誠実なものであると言わざるを得ず、上記判例のいう「やむを得ない事由」が存在するのである。

(4) なお、本件準委任契約の解除（教会担当教師の解任）及び巡回教師への任命にあたっては、被控訴人らの平成30年1月12日付準備書面(1)及び同年2月28日付準備書面(2)で主張したとおり、控訴人の承諾を得ているのであるから、民法651条によらなくとも、本件準委任契約の解除は有効である。

2 控訴人への援助金の支払いについて

被控訴人教団は、控訴人に対して、2年間、月13万円の経済的援助を行ったが、その支払日、支払方法、支払名目、金額は別紙のとおりである。

村上定幸氏・生活支援金 支払い一覧表

支払日	支払方法	支払名目	金額(円)
平成27年4月17日	三井住友銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	100,000
平成27年4月17日	三井住友銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	30,000
平成27年5月18日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成27年6月18日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成27年7月16日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成27年8月17日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成27年9月17日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成27年10月15日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成27年11月17日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成27年12月15日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年1月18日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年2月18日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年3月16日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年4月14日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年5月18日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年6月16日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年7月14日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年8月18日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年9月14日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年10月17日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年11月17日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成28年12月16日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成29年1月16日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成29年2月16日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000
平成29年3月16日	ゆうちょ銀行から振込み	厚生資金積立金会計・生活支援金	130,000